

関東運輸局管内における
コミュニティバス・デマンド交通の実態及び
バスまち環境の先進事例に関する調査業務

報告書

＝バスまち環境の先進事例に関する調査編＝

平成 31 年 3 月

国土交通省 関東運輸局 交通政策部

= 目 次 =

1. バスまち環境の先進事例に関する調査実施概要	1
(1) 調査目的・調査内容	1
(2) 調査実施概要	1
2. バスまち環境の先進・好事例 32事例の選定	
「バスまち環境の改善に向けて」リーフレットの作成	2
参考 「バスまち環境の改善に向けて」リーフレットの内容	3
バスまち環境の先進・好事例 32事例の詳細	15

1. バスまち環境の先進事例に関する調査実施概要

(1) 調査目的・調査内容

少子高齢化・人口減少社会の進展を踏まえ、まちづくりと一体的に、地域の将来像を見据えた公共交通の形成に向けた施策を、地方公共団体が継続的に推進する必要性が生じている。

こうした中、平成 26 年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「地域公共交通活性化再生法」という。）が改正され、国土交通省では地域公共交通確保維持改善事業の活用や地域公共交通網形成計画の策定支援等を通じて、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築支援を行ってきたところである。

一方、地域公共交通の活性化のためには、利用促進が重要となるが、その際、誰もが利用しやすい、人に優しいバスの利用環境を形成していくことが特に重要であると考えられる。

このため、バス停上屋・ベンチの整備等の「バスまち環境の改善」に係る先進事例を発掘、収集及び整理し、ホームページ等で広く共有することとし、もって、多様な関係者が協働してバスまち環境の改善に取り組んでいく端緒を与え、今後の取組の加速・拡大の一助となることを目的とする。

(2) 調査実施概要

①調査方法

・バスまち環境整備等の事例を発掘、収集・整理し、先進的な事例として候補（約 100 事例）を選定するにあたり、次に示す調査を実施した。

ア) 既往資料等に基づく収集・整理

・ホームページや既往の資料を基に、先進的な事例を収集・整理した。

イ) 地方公共団体への e メールアンケートによる情報収集

・地方公共団体へ e メールアンケートを実施し、バスまち環境整備の取組み状況を把握した。

ウ) バス事業者への e メールアンケートによる情報の収集

・乗合バス事業者に対して e メールアンケートを実施し、バスまち環境の整備状況や取組み内容を把握した。

②調査実施期間

2018 年 12 月 20 日（木）～2019 年 1 月 18 日（金）

③先進事例候補の発掘、収集及び整理（約 100 事例）

・①②にて収集した事例のうち、よりよいバスまち環境を実現している先進事例の候補となりうる事例を 100 事例程度選定した。

・整理にあたっては、事例の特徴による分類や地域別にまとめた。

2. バスまち環境の先進・好事例 32事例の選定

「バスまち環境の改善に向けて」リーフレットの作成

1. (2) ③で収集・整理した先進事例候補（約 100 事例）の中から、有識者、バス事業者、関東運輸局等で構成される「バスまち環境の先進・好事例選定委員会」において、バスまち環境を整備するにあたっての地域の関係者による創意工夫が特に参考となる 32 事例を選定した。

この 32 事例について、実現に至るまでの経緯や特徴等を「バスまち環境の改善に向けて ～様々な工夫をしているバス停のご紹介～」と題したリーフレットとしてとりまとめた。

リーフレットの内容は、3 ページ～14 ページ（参考「バスまち環境の改善に向けて ～様々な工夫をしているバス停のご紹介～」）に示す通りである。

なお、この 32 事例に係る詳細は 15 ページ～46 ページに示す通りであるので参考にされたい。

バスまち環境の改善に向けて

～様々な工夫をしているバス停のご紹介～




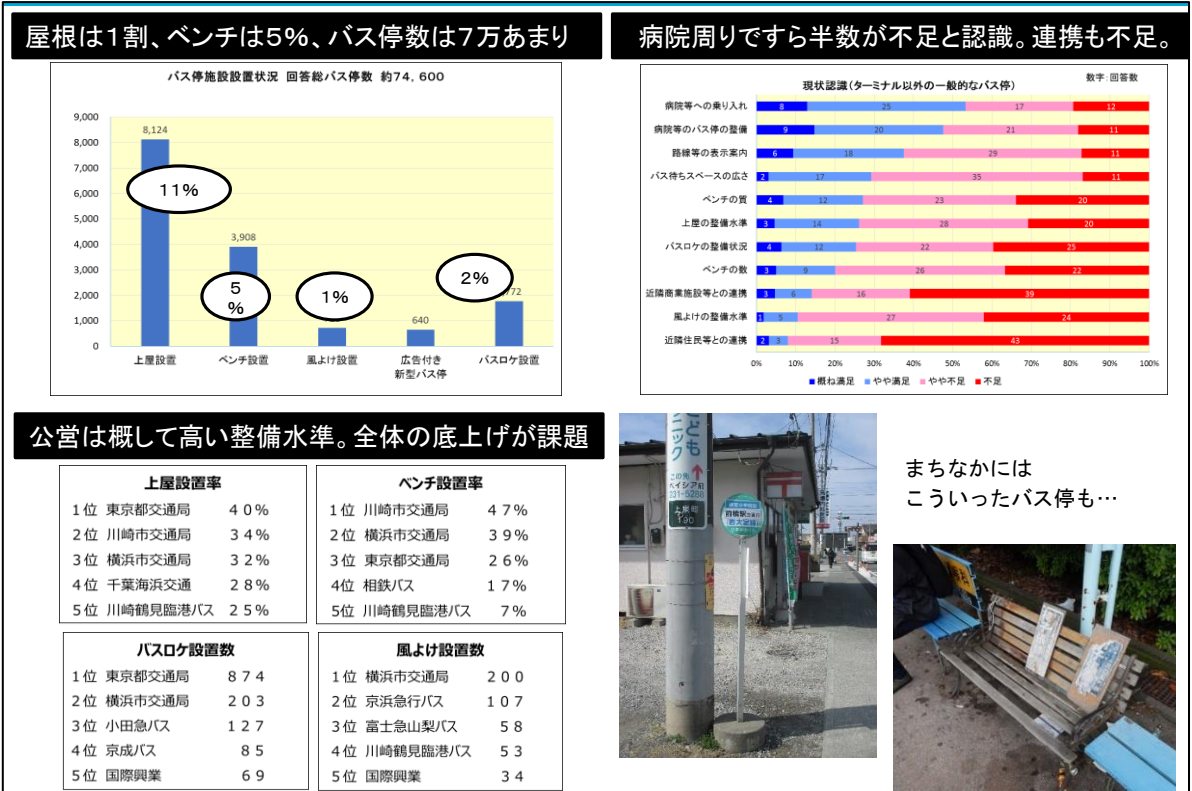
はじめに

- 少子高齢化・人口減少が進む我が国においては、地域公共交通について、利用者数の減少が進む一方で、自家用車の運転が困難な高齢者などの生活に欠かせない足としてその重要性が増しています。
- 地域公共交通が地域住民にとって使われるサービスであり続けるためには、主な利用者である高齢者などにとって利用しやすい快適なバス利用環境を整備することが重要です。
- バスを利用する人は誰もがバスを待った経験があると思いますが、この「バスを待つ」ための環境（＝「バスまち環境」）は、快適なバス利用環境を構成する主要な要素といえます。
- バス停の設置には、地元自治体・バス利用者・バス事業者・地域住民・道路管理者・交通管理者など多くの関係者が関わり、場所の選定・確保や設置に係る費用負担等の様々な調整を行う必要があります。また、設置後の維持管理を継続的に行うための体制も必要です。こうした事情から、バスまち環境が必ずしも十分に整っているとは言えない事例も多く目にするとところです。
- しかしながら、近年では地域の様々な関係者が協力し、地域の実情に合った快適なバスまち環境を創意工夫により提供している事例も増えてきました。また、広告収入をバス停の維持管理に活用するビジネスモデルを採用したバス停も普及してきています。
- このリーフレットでは、地域の関係者の創意工夫によるバスまち環境の整備についての先進・好事例をとりまとめました。
- 皆さんの街のバスまち環境の改善を考える上で、本リーフレットを参考にして頂ければ幸いです。



バスまち環境を取り巻く現状

- バス停の上屋やベンチなどの主要なバスまち施設の関東エリアにおける整備状況を見ると、上屋は全体の約11%、ベンチは約5%、バスロケは2%となっており、その整備水準は決して高いとは言えません。
 - 事業者ごとのバスまち施設の整備状況を見ると、公営事業者の整備率が概して高くなっており、民間バス事業者の営業エリアを含めた全体の底上げが課題といえます。
 - バス停の整備にあたっては、地元自治体・バス利用者・バス事業者・地域住民・道路管理者・交通管理者など多くの関係者との調整が必要となるほか、道路構造・交通安全等に関する法令・基準等をクリアする必要があります。
- ☞ 参考資料：『「どうしてここにバス停が」～バス停について理解を深めよう～』
 (国土交通省中部運輸局作成リーフレット (H30.3))
<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/index.html>
- 
- こうした中で、よりよいバスまち環境を実現していくためには、
 - ・市町村やバス事業者が地域住民や沿線の企業などを適切に巻き込む
 - ・関係行政機関との調整等において熟度の高い議論を行う
 など、財政的・制度的な様々な制約を乗り越えるための工夫を行うことが重要です。



【出典】 関東主要バス会社へのアンケート結果 (66社回答)
 (2018年12月関東運輸局実施)

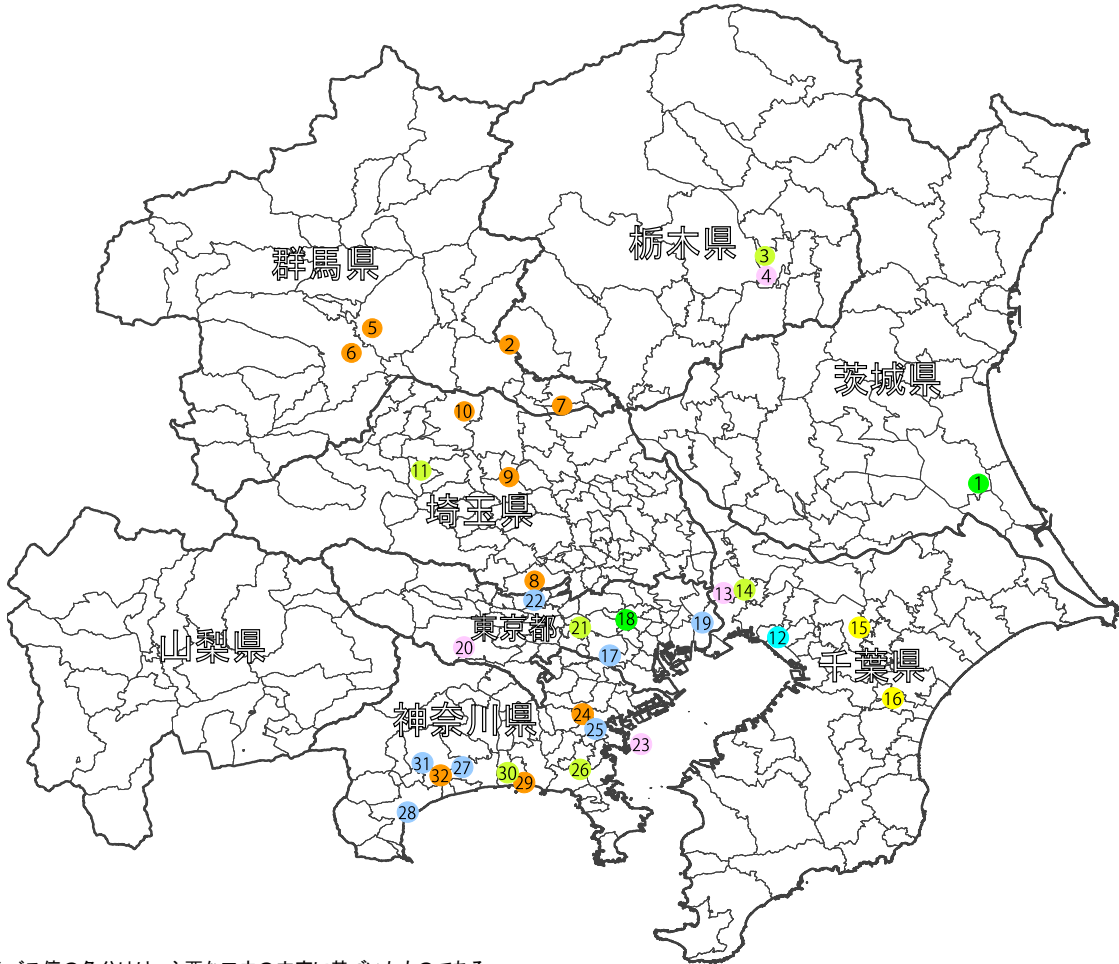
バスまち環境の改善に向けた工夫

- 今回、よりよいバスまち環境を実現している事例について、関東運輸局管内の地方公共団体やバス事業者の皆様のご協力を得て、広く収集しました。その中から、その創意工夫が特に参考となるものを32事例、ご紹介します。
- なお、参考事例として閲覧していただく際に検索しやすいよう、下表に示す通り、「構造上の工夫」「整備上の工夫」「維持管理の工夫」の3要素を軸とした分類に整理しました。
- 各事例についてどの分類の要素が強いかについて整理し、「バスまち環境の先進・好事例【一覧】」としてP4にまとめています。また、別途P5「バスまち環境の先進・好事例【一覧表（星取表）】」において、各事例が該当する分類を網羅的に整理しましたので、こちらもご参照の上、個々の事例について紹介文をご覧ください。

【工夫についての3要素を軸とした分類】

1. 構造上の工夫	1) 快適な空間確保	A 上屋、風よけ、ベンチ等 B 待合所
	2) 趣向を凝らした意匠・デザイン	
	3) 狭隘な場所における停留所の確保	A 隣接地の地権者による土地の提供 B 標識・ポール等の省スペース化
	4) バス待ちの快適性向上	バス停乗降時間の短縮
2. 整備上の工夫	1) 関係者の協力等による快適な停留所整備 (沿道の関係者との連携)	A 沿道企業等からの積極的な協力 B 自治体・交通事業者から関係者への働きかけ C 住民等との連携 D 建替等のタイミングに合わせた整備 E 制度による快適な待合場所づくり F 駅前広場整備における協力、連携
	2) 費用負担の工夫	A 自治体によるバス停の設置 B 自治体の補助 C 市民等の寄付 D 設備の簡素化
3. 維持管理の工夫		A 広告の活用 B 住民等によるバス停の維持・管理 C 開発者による設置・管理

バスまち環境の先進・好事例【一覧】



注)各バス停の色分けは、主要な工夫の内容に基づいたものである。

番号	市区町村	バス停名	工夫の内容	番号	市区町村	バス停名	工夫の内容
1	行方市	レイクロー・白浜少年自然の家・なめがたファーマーズウィレッジ中央	意匠・デザインに工夫した上屋を沿道企業が主体的に設置	17	世田谷区	深沢坂上	自治体が地権者に働きかけ、施設建設のタイミングに合わせて土地の提供を受け、バスまち空間を確保
2	足利市	足利赤十字病院	病院移転のタイミングに合わせ、快適なバスまち空間(待合所)を確保	18	中野区	東中野駅西口	駅前広場整備の一環として上屋を設置し、快適なバスまち空間を確保するとともに、全体の色合いを統一したデザインを採用
3	芳賀町	芳賀バスターミナル	自治体がバスターミナルを整備し、快適なバスまち空間(待合所)を確保	19	江戸川区	松本弁天	隣接地の地権者から土地の提供を受け、ポケットパークとともに、バス停を設置
4	芳賀町	橋場	隣接地権者の土地の提供により自治体がバス停を設置するとともに、地権者に清掃を依頼	20	八王子市	館中学校前	団地開発者が団地の魅力向上策の一つとして冷暖房付きバスまちシェルターを整備
5	前橋市	前橋駅	駅前広場整備の一環としてバス停を整備し、上屋・風よけを備えた快適なバスまち空間を確保	21	三鷹市	三鷹台団地	バリアフリーのまちづくりの制度を活用し、市民からの寄附によりベンチを設置
6	高崎市	工業学校前	沿道企業の厚意で場所・設備を提供し、快適なバスまち空間(待合所)を確保	22	東村山市	浄水場北	隣接地の地権者から土地の提供を受けてバスまちスペースを整備し、利用者の安全性を確保
7	明和町	川俣駅西口	駅前広場等の整備の一環で拠点施設を整備し、快適なバスまち空間を確保	23	横浜市	横浜市内233か所	広告付上屋を設置し、快適なバスまち空間を確保するとともに、設置及び維持管理費用を削減
8	所沢市	所沢まちづくりセンター	バス待合所の登録制度を活用し、快適なバスまち空間(待合所)を確保	24	横浜市神奈川区	旭硝子前	狭隘な場所において、沿道企業がバス停の場所と設備を提供
9	東松山市	加美町	住民(自治会)と連携し、快適なバスまち空間(上屋・風よけ)を確保	25	横浜市西区	学園入口	バス停標識の設置場所がない狭隘な道路で隣接地の地権者の門柱に標識を設置
10	深谷市	ローソン稲荷町店	バス待合所の登録制度を活用し、沿道の商業施設等を快適なバスまち空間(待合所)として確保	26	横浜市栄区	犬山(大船駅方面)他2箇所	区の制度を活用し、行政・事業者・自治会が費用を分担してバス停上屋を設置
11	東秩父村	東秩父村役場入口	農工科学高校の生徒が間伐材を活用して制作したベンチを寄附	27	平塚市	南金目(平塚駅方面)	隣接する建物の建て替えに合わせて、バスまちスペースを確保
12	千葉市花見川区	幕張本郷	改札ゲートを設置してバス乗降の時間短縮を図り、バスまちの快適性を向上	28	小田原市	銀座通り	路線バス3社を統合したバス停ポールを設置
13	松戸市	東松戸駅	広告付上屋を設置し、快適なバスまち空間を確保するとともに、設置及び維持管理費用を削減	29	茅ヶ崎市	東海岸北五丁目	街路樹のリニューアルに合わせ、植栽樹を活用してバス停及びベンチを設置
14	松戸市	松飛台駅	利用の少ない路線で簡易なベンチを設置	30	茅ヶ崎市	茅ヶ崎駅南口	地元企業の寄附により駅構内へバス運行情報案内表示器を設置
15	佐倉市	和田ふるさと館	沿道の公共施設を待合所とし、快適なバスまち空間を確保	31	秦野市	渋沢相互住宅自治会館前	住宅街において自治会が隣接地の地権者に折衝して塀に標識を設置
16	大網白里市	アミリイ	自治体が商業施設に働きかけ、敷地内へのバス停設置、施設内を待合所とし、快適なバスまち空間を確保	32	中井町	ブルックスCAFE	地元企業と包括連携協定を締結し、企業敷地内にバス停を設置
			1) 快適な空間確保				2. 整備上の工夫
			2) 趣向を凝らした意匠・デザイン				1) 関係者の協力等による快適な停留所整備
			3) 狭隘な場所における停留所の確保				2) 費用負担の工夫
			4) バスまちの快適性向上				3. 維持管理の工夫

バスまち環境の先進・好事例【一覧表（星取表）】

◎：主要な工夫の内容

No	バス停名	市区町村名	工夫の内容	1. 構造上の工夫					
				1) 快適な空間確保		2) 趣向を凝らした意匠・デザイン	3) 狭隘な場所における停留所の確保		
				A 上屋、風よけ、ベンチ等	B 待合所		A 隣接地の地権者による土地の提供	B 標識・ポール等の省スペース化	
1	レイクエコー・白浜少年自然の家・なめがたファーマーズウィレッジ中央	行方市	意匠・デザインに工夫した上屋を沿道企業が主体的に設置			◎	○		
2	足利赤十字病院	足利市	病院移転のタイミングに合わせ、快適なバスまち空間(待合所)を確保	○	○				
3	芳賀バスターミナル	芳賀町	自治体がバスターミナルを整備し、快適なバスまち空間(待合所)を確保		○				
4	橋場	芳賀町	隣接地権者の土地の提供により自治体がバス停を設置するとともに、地権者に清掃を依頼		○		○		
5	前橋駅	前橋市	駅前広場整備の一環としてバス停を整備し、上屋・風よけを備えた快適なバスまち空間を確保	○		○			○
6	工業学校前	高崎市	沿道企業の厚意で場所・設備を提供し、快適なバスまち空間(待合所)を確保	○	○	○	○		
7	川俣駅西口	明和町	駅前広場等の整備の一環で拠点施設を整備し、快適なバスまち空間を確保	○	○				
8	所沢まちづくりセンター	所沢市	バス待合所の登録制度を活用し、快適なバスまち空間(待合所)を確保		○				
9	加美町	東松山市	住民(自治会)と連携し、快適なバスまち空間(上屋・風よけ)を確保	○			○		
10	ローソン稲荷町店	深谷市	バス待合所の登録制度を活用し、沿道の商業施設等を快適なバスまち空間(待合所)として確保		○		○		
11	東秩父村役場入口	東秩父村	農工科学高校の生徒が間伐材を活用して制作したベンチを寄附						
12	幕張本郷	千葉市 花見川区	改札ゲートを設置してバス乗降の時間短縮を図り、バスまちの快適性を向上						
13	東松戸駅	松戸市	広告付上屋を設置し、快適なバスまち空間を確保するとともに、設置及び維持管理費用を削減	○					
14	松飛台駅	松戸市	利用の少ない路線で簡易なベンチを設置	○					
15	和田ふるさと館	佐倉市	沿道の公共施設を待合所とし、快適なバスまち空間を確保			◎			
16	アメリイ	大網白里市	自治体が商業施設に働きかけ、敷地内へのバス停設置、施設内を待合所とし、快適なバスまち空間を確保			◎	○		
17	深沢坂上	世田谷区	自治体が地権者に働きかけ、施設建設のタイミングに合わせて土地の提供を受け、バスまち空間を確保				◎		
18	東中野駅西口	中野区	駅前広場整備の一環として上屋を設置し、快適なバスまち空間を確保するとともに、全体の色合いを統一したデザインを採用	○		◎			
19	松本弁天	江戸川区	隣接地の地権者から土地の提供を受け、ポケットパークとともに、バス停を設置				◎		
20	館中学校前	八王子市	団地開発者が団地の魅力向上策の一つとして冷暖房付きバスまちシェルターを整備		○				
21	三鷹台団地	三鷹市	バリアフリーのまちづくりの制度を活用し、市民からの寄附によりベンチを設置						
22	浄水場北	東村山市	隣接地の地権者から土地の提供を受けてバスまちスペースを整備し、利用者の安全性を確保				◎		
23	横浜市内233か所	横浜市	広告付上屋を設置し、快適なバスまち空間を確保するとともに、設置及び維持管理費用を削減	○					
24	旭硝子前	横浜市 神奈川区	狭隘な場所において、沿道企業がバス停の場所と設備を提供	○			○		
25	学園入口	横浜市 西区	バス停標識の設置場所がない狭隘な道路で隣接地の地権者の門柱に標識を設置				○		◎
26	犬山(大船駅方面) 他2箇所	横浜市 栄区	区の制度を活用し、行政・事業者・自治会が費用を分担してバス停上屋を設置	○					
27	南金目 (平塚駅方面)	平塚市	隣接する建物の建て替えに合わせて、バスまちスペースを確保	○			◎		
28	銀座通り	小田原市	路線バス3社を統合したバス停ポールを設置						◎
29	東海岸北五丁目	茅ヶ崎市	街路樹のリニューアルに合わせ、植栽樹を活用してバス停及びベンチを設置						
30	茅ヶ崎駅南口	茅ヶ崎市	地元企業の寄附により駅構内へバス運行情報案内表示器を設置						
31	渋沢相互住宅自治会館前	秦野市	住宅街において自治会が隣接地の地権者に折衝して塀に標識を設置				◎		○
32	ブルックスCAFE	中井町	地元企業と包括連携協定を締結し、企業敷地内にバス停を設置				○		

4) バスマチの快適性向上	2. 整備上の工夫								3. 維持管理の工夫				
	1) 関係者の協力等による快適な停留所整備 (沿道の関係者との連携)					2) 費用負担の工夫							
バス降乗時間の短縮	A 沿道企業等からの積極的な協力	B 自治体・交通事業者から関係者への働きかけ	C 住民等との連携	D 建替等のタイミングに合わせた整備	E 制度による快適な待合場所づくり	F 駅前広場整備における協力、連携	A 自治体によるバス停の設置	B 自治体の補助	C 市民等の寄付	D 設備の簡素化	A 広告の活用	B 住民等によるバス停の維持・管理	C 開発者による設置・管理
	○												
		○		◎									
							◎						
							○					◎	
						◎	○						
	◎												
						◎	○						
		○			◎							○	
			◎									○	
		◎			○		○						
	◎									◎			
		○									◎		
		○					○						
		○											
		○	○	○			○						
						○	○						
		○	○				○						
	○												◎
			○		○					◎			
		○					○						
											◎		
	◎											○	
			○		○			◎					
	○	○		○									
	○		○										
		○		◎			○					○	
	○								◎				
			○										
	○	◎					○						

工夫の要素 1. 構造上の工夫の例

1) 快適な空間確保

No.15 佐倉市／和田ふるさと館

- ☞ 館内ロビーのソファを、バスを待つ空間として活用



No.16 大網白里市／アミリア

- ☞ 商業施設内のフードコートを、バスを待つ空間として活用



2) 趣向を凝らした意匠・デザイン

No.1 行方市／レイクエコー・白浜少年自然の家

- ☞ 市の特産品のサツマイモの葉をモチーフとした上屋とベンチを設置



No.18 中野区／東中野駅西口

- ☞ 駅前広場整備の一環として上屋を設置。全体の色合いを統一したデザインを採用



3) 狭隘な場所における停留所の確保

A 隣接の地権者による土地の提供

No.17 世田谷区／深沢坂上

- ☞ 私立保育園新築の際に、土地の提供を打診してバスまちスペースを確保



No.19 江戸川区／松本弁天

- ☞ 地先住民から土地の提供を受け、敷地内にポケットパークとバス停を整備



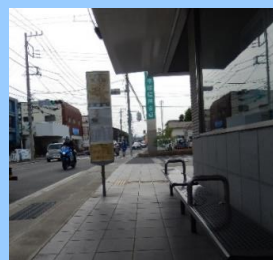
No.22 東村山市／浄水場北

- ☞ マンションの使用していない駐車スペースにバス停と待合スペースを確保



No.27 平塚市／南金目

- ☞ 隣接する建物の建て替えに合わせて、バスまちスペースを確保



3) 狭隘な場所における停留所の確保

A 隣接の地権者による土地の提供

- No.31 秦野市／渋沢相互住宅自治会館前
☞ 住宅街の道路で、民地の塀に時刻表を貼付。
自治会が地権者に交渉



B 標識・ポール等の省スペース化

- No.25 横浜市西区／学園入口
☞ 狭隘な道路で隣接地の地権者の門柱に標識を設置



No.28 小田原市／銀座通り

- ☞ 商店会の要望によりバス停を設置
バス停ポールは路線バス3社を統合



4) バスマちの快適性向上

No.12 千葉市花見川区／幕張本郷

- ☞ 改札ゲートを設置してバス乗降の時間短縮を図り、バスマちの快適性を向上



工夫の要素 2. 整備上の工夫の例

1) 関係者の協力等による快適な停留所整備

A 沿道企業等からの積極的な協力

- No.6 高崎市／工業学校前
☞ 沿道企業が厚意でログハウス型の待合所を設置



No.24 横浜市神奈川区／旭硝子前

- ☞ 狭隘な場所において、沿道企業がバス停の場所と設備を提供



B 自治体・交通事業者から関係者への働きかけ

No.10 深谷市／ローソン稲荷町店 他

- ☞ 「バスマちスポット」登録制度(埼玉県)を活用し、市が積極的に沿道商業に登録を依頼



No.32 中井町／ブルックSCAFE

- ☞ 地元企業と包括連携協定を締結し、企業敷地内にバス停を設置



1) 関係者の協力等による快適な停留所整備

C 住民等との連携

No.9 東松山市／加美町

- ☞ 住民（自治会）の意向を反映して上屋・風よけを整備



D 建替等のタイミングに合わせた整備

No.2 足利市／足利赤十字病院

- ☞ 病院移転のタイミングに合わせ、快適なバスまち空間（待合所）を確保



No.29 茅ヶ崎市／東海岸北五丁目

- ☞ 街路樹のリニューアルに合わせ、植栽樹を活用してバス停及びベンチを設置



E 制度による快適な待合場所づくり

No.8 所沢市／所沢まちづくりセンター

- ☞ 「バスまちスポット」登録制度(埼玉県)を活用し、中心市街地活性化拠点施設を登録



F 駅前広場整備における協力、連携

No.5 前橋市／前橋駅

- ☞ 駅前広場整備の一環としてバス停を整備し、上屋・風よけを備えた快適なバスまち空間を確保



No.7 明和町／川俣駅西口

- ☞ 駅前広場等の整備の一環で拠点施設を整備し、快適なバスまち空間を確保



2) 費用負担の工夫

A 自治体によるバス停の設置

No.3 芳賀町／芳賀バスターミナル

- ☞ 自治体がバスターミナルを整備し、快適なバスまち空間（待合所）を確保



B 自治体の補助

No.26 横浜市栄区／犬山 他

- ☞ 区の制度を活用し、行政・事業者・自治会が費用を分担してバス停上屋を設置



2) 費用負担の工夫

C 市民等の寄附

No.11 東秩父村／東秩父村役場入口

- ☞ 農工科学高校の生徒が間伐材を活用して制作したベンチを寄附



No.21 三鷹市／三鷹台団地

- ☞ 「ほっとベンチ事業」制度を活用し、市民からの寄附によりベンチを設置



No.30 茅ヶ崎市／茅ヶ崎駅南口

- ☞ 地元企業の寄附により駅構内へバス運行情報案内表示器を設置



D 設備の簡素化

No.14 松戸市／松飛台駅

- ☞ 利用の少ない路線で簡易なベンチを設置



工夫の要素 3. 維持管理の工夫の例

A 広告の活用

No.13 松戸市／東松戸駅

- ☞ 広告付上屋を設置し、快適なバスまち空間を確保するとともに、設置及び維持管理費用を削減



No.23 横浜市／横浜市内233か所

- ☞ 広告付上屋を設置し、快適なバスまち空間を確保するとともに、設置及び維持管理費用を削減



B 住民等によるバス停の維持・管理

No.3 芳賀町／橋場

- ☞ 自隣接地権者の土地の提供により自治体がバス停を設置するとともに、地権者に清掃を依頼



C 開発者による設置・管理

No.20 八王子市／館中学校前

- ☞ 団地開発者が団地の魅力向上策の一つとして冷暖房付きバスまちシェルターを整備





(資料に関するお問い合わせについて)

国土交通省関東運輸局 交通政策部 交通企画課

TEL : 045-211-7209

FAX : 045-201-8807

〒231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎

URL http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/index_2.html

1 行方市	分類: 1.(2)、1.(3)A、 2.(1)A	沿道企業が主体的となって意匠・デザインに工夫を凝らした上屋を設置			
バス停名称	所在地	路線・系統		整備時期	
レイクエコー・白浜少年自然の家・なめがたファーマーズヴィレッジ中央	行方市宇崎	鹿行北浦ライン		平成年	月
乗入事業者	関鉄グリーンバス				
管理者	【土地】企業	【設備】企業			
設備設置者	企業	費用負担	企業	調整主体	—
整備内容、整備に至った経緯					
沿線企業 白ハト食品工業（らぼっぼ なめがたファーマーズヴィレッジ（体験型農業テーマパーク運営会社））により、行方市の特産品でもあるサツマイモの葉をモチーフとした特徴的な上屋及びベンチが設置された。					
<p>【経緯】 ☞ さつまいもに特化した農業テーマパークの最寄りのバス停であるため、これをイメージできるよう、当該沿線企業内で検討した結果、さつまいもの葉をイメージしたバス停上屋を作ることとを決定。企業内でデザインのイメージを検討後、従前から関係のある業者へ具体のデザインの制作を依頼した。</p> <p>☞ このコンセプトの設定にあたっては、当テーマパークが、子供が減って廃校となった小学校を活用していることを踏まえ、夢があるデザインのものにするよう心がけたとのこと。</p> <p>【特徴】 ☞ 上屋の制作にあたっては、デザイン性のほか、小雨ならばしのげる実用性も考慮するといった工夫を施している。</p> <p>（注） 広域バスの一部路線が廃止され、これに伴ってバス停が隣接するレイクエコー（茨城県の施設）に同名のまま移設され、現在、当バス停は使われていない。</p>					
 					
連絡先	らぼっぼ なめがたファーマーズヴィレッジ	電話	FAX	E-mail	
		0299-87-1130(受付時間10~17時)	—	info@namegata-fv.jp	

2 足利市		分類: 1.(1)B、2.(1)BD		病院移転のタイミングに合わせ、快適なバス待ち空間(待合所)を確保			
バス停名称		所在地		路線・系統		整備時期	
						平成年	月
足利赤十字病院		足利市五十部町		小俣線、松田線、山辺線、御厨線、名草線		23	7
乗入事業者	足利中央観光バス、足利タクシー、関東自動車						
管理者	【土地】病院		【設備】病院				
設備設置者	病院	費用負担	病院	調整主体	足利市、病院		
整備内容、整備に至った経緯							
<p>病院（足利赤十字病院）の移転に合わせ、待合所からバスの到着が見える待合所を病院内に用意するとともに、屋根やベンチを完備した利用しやすいバス停を病院内ロータリーに設置した。</p> <p>【経緯】☞ 足利赤十字病院の移転にあたり、計画段階から病院と足利市（市民生活課）で相談や調整を重ね、利用のしやすさ、バスの動線を考慮したバス停の設置に向けて検討した。</p> <p>☞ 病院内のロータリーはタクシーや一般車両も通行するため、バスレーンの範囲、停留所の位置について、足利市と病院で丁寧に調整した。</p> <p>【特徴】☞ 病院内にも待合所を設置するとともに、路線バスの動線も考慮しているほか、病院施設と統一されたデザインとすることで見映えにも配慮している。</p> <p>☞ 病院内の待合所はガラス張りで、座りながらバスの到着を確認できるようになっている。また、病院内の待合所とバス停の間は約20mの距離があるものの、上屋がつながっていることから雨の日でも傘をささずに移動できる。なお、病院内の待合所の奥の壁に時刻表を掲示している。</p> <p>☞ バス停には、栃木県が実施している「とちぎの元気な森づくり木造木質化等事業」で作成された木製ベンチを設置するなど、他施策にも寄与している。</p>							
 							
連絡先	足利市 生活環境部 市民生活課 生活安全担当			電話	FAX	E-mail	
				0284-20-2186	0284-21-7266	seikatsu@city.ashikaga.lg.jp	

3 芳賀町①		分類: 1.(1)B、2.(2)A	自治体がバスターミナルを整備し、快適なバス待ち空間(待合所)を確保		
バス停名称	所在地	路線・系統	整備時期		
			平成年	月	
芳賀バスターミナル	芳賀町芳賀台	・芳賀バスターミナル～茂木 ・作新学院前～芳賀バスターミナル等	26	6	
乗入事業者	ジェイアールバス関東				
管理者	【土地】芳賀町		【設備】芳賀町		
設備設置者	芳賀町	費用負担	芳賀町	調整主体	—
整備内容、整備に至った経緯					
平成25年4月にバス事業者（ジェイアールバス関東）の支店移転の際、当該事業者による路線再編と合わせて、町が主体となって支店に隣接するバスターミナルを整備し、快適なバス待ち環境を確保した。					
<p>【経緯】 ⇨平成25年4月にジェイアールバス関東宇都宮支店が現在の芳賀バスターミナル付近に移転したことに伴い、町内を運行する系統のダイヤ改正が行われ、宇都宮駅への最短ルート便の新設や、需要の多い時間帯の増便などにより、バス運行が大幅に改善された。</p> <p>⇨これを受け、町は当該支店に隣接する町有地に、交通結節点として芳賀バスターミナルの整備を行い、平成26年6月から使用を開始した。なお、本ターミナルは町内のバスの拠点として、また、町内を運行するデマンドタクシーとの乗り継ぎや、自転車・自動車からのバスへの乗り換えを行う場所として整備されている。</p> <p>⇨バスターミナルの整備は町が全額負担（補助金活用や企業負担等無し）で実施した。</p> <p>【特徴】 ⇨バスターミナルには、駐車場、駐輪場、待合所を設置し、待合所建物内には待合イス、パンフレットスタンド、トイレを設置している。</p>					
					
 					
					
連絡先	芳賀町都市計画課公共交通係	電話		FAX	E-mail
		028-677-6161		028-677-6088	koukyoukoutsuu@town.tochigi-haga.lg.jp

4 芳賀町②		分類: 1.(1)B、1.(3)A、 2.(2)A	隣接地権者からの土地の提供を受け自治体が快適なバス待ち空間 (待合所)を整備するとともに、地権者に清掃を依頼		
バス停名称	所在地	路線・系統		整備時期 平成年 月	
橋場	芳賀町西水沼	・宇都宮東武～真岡 ・宇都宮東武～益子駅前 等		トイレ: 平12頃 待合所: 平22頃	
乗入事業者	関東自動車				
管理者	【土地】民間		【設備】芳賀町		
設備設置者	芳賀町	費用負担	芳賀町	調整主体	—
整備内容、整備に至った経緯					
交通結節点となるバス停に地権者から土地の提供を受け、ボックス型の待合所を町が整備するとともに、地権者に対しボランティアでの清掃を依頼している。					
<p>【経緯】☞当バス停は、町内を運行するバス路線の分岐点であるなど従前より公共交通との交通結節点として重要な地点であった。</p> <p>☞そのため、バス停付近の土地所有者に相談し、バス待ち客が雨風が防げるよう、屋根や壁のあるボックス型の待合所を町が整備した。</p> <p>【特徴】☞待合所は、以前に町が整備した公衆トイレに隣接する形で整備しており、トイレの清掃と併せて待合所の清掃を土地所有者にボランティアで依頼している。</p> <p>☞今後、町内の新たな公共交通との交通結節点としての機能の整備に向け、更なる利用設備の整備を検討している。</p>					
					
連絡先	芳賀町都市計画課公共交通係		電話	FAX	E-mail
			028-677-6161	028-677-6088	koukyoukoutsuu@town.tochigi-haga.lg.jp

5 前橋市	分類: 1.(1)A、1.(3)B、 2.(1)F、2.(2)A	駅前広場整備の一環としてバス停を整備し、上屋・風よけを備えた快適なバス待ち空間を確保		
	バス停名称	所在地	路線・系統	整備時期 平成年 月
前橋駅	前橋市表町	前橋・南橋団地線他	23	7
乗入事業者	関越交通・群馬中央バス・日本中央バス・永井運輸・群馬バス・上信電鉄			
管理者	【土地】前橋市	【設備】前橋市		
設備設置者	前橋市	費用負担	前橋市	調整主体 市⇄乗入事業者（時刻表等）
整備内容、整備に至った経緯				
前橋駅北口広場の全面改修に合わせ、一般車と公共交通の分離、駅舎から連続する上屋とベンチ・風よけの囲いの設置、乗入れバス事業者（6社）の時刻表の統合化を実施した。				
<p>【経緯】☞安全性※1と利便性（バリアフリー）※2の観点から、歩行者優先の動線を確保し、一般車と公共交通（路線バス・タクシー）のエリアを分離する形で駅前広場を整備。</p> <p>※1安全性：従前は島式バス停でバス利用者が車道を横断し安全性に問題があった。 ※2利便性：バリアフリーの点から駅舎からダイレクトでバス停に行けることが必要だった。</p> <p>☞また、これに伴い、バスバースは改修前の8バースを6バースとすることとなったが、一般車と公共交通の分離で安全性が改善することもあり関係者の理解を得た。</p> <p>☞バス停位置の再編について：従来のバス停位置は分かりづらいとの意見があったことから、方面別に振り分け、囲いを設けることで利用者にとって分かりやすいバス停とした。</p> <p>☞バス停の振り分けは、行先の方向と乗入れ便数を加味し、群馬県バス協会が中心となって検討。</p> <p>☞設備設置や費用負担に係る分担については、上屋、ベンチ、標識といった設備の設置及び費用負担は前橋市が、時刻表・案内・路線図の作成及び貼付はバス事業者が行っている。</p>				
<p>【特徴】☞駅舎から各バス停まで、連続した上屋を設置。</p> <p>☞バス停を方面別に振り分けてわかりやすくするとともに、冬季の防風対策の観点から、ベンチに囲いを設けたバス停とした。なお、デザイン性と防犯上の観点から囲いは透明なものとした。</p> <p>☞各乗り場に乗合6社が統合された時刻表を設置した。 （乗り場ごとに幹事会社を決めて管理。）</p>				
  				
連絡先	前橋市 政策部交通政策課	電話	FAX	E-mail
		027-898-6302	027-221-2809	koutsuu-seisaku@city.maebashi.gunma.jp

6 高崎市	分類: 1.(1)A、1.(2)、 1.(3)A、2.(1)A	沿道企業の厚意で場所・設備を提供し、快適なバス待ち空間(待合所)を確保		
		バス停名称	所在地	路線・系統

工業学校前	高崎市江木町	前橋駅～高崎駅線	26	5頃
-------	--------	----------	----	----

乗入事業者	上信電鉄			
-------	------	--	--	--

管理者	【土地】企業	【設備】企業		
-----	--------	--------	--	--

設備設置者	企業	費用負担	企業	調整主体	—
-------	----	------	----	------	---

整備内容、整備に至った経緯

バス停に隣接している企業（高崎土建(株)）の敷地内に、ログハウス型の待合施設を企業が自主的に制作し設置。

【経緯】 ☞ 雨の日にバス待ちしている利用者が企業社屋の軒先でバス待ちしている状況を見て、快適に待つことができるようにと、企業の厚意によりバスの待合施設を作るに至った。

☞ この企業（高崎土建(株)）ではログハウスを制作していることもあり、当該企業が自主的にログハウス型の待合施設を制作し設置した。

【特徴】 ☞ 荒天時に雨宿りでき、いつでもベンチで休めるようになっている。



連絡先	上信電鉄株式会社 自動車部 バス輸送課	電話	FAX	E-mail
		027-325-2410	027-323-5179	http://www.joshin-dentetsu.co.jp/

7 明和町	分類: 1.(1)B、2.(1)F、 2.(2)A	駅前広場等の整備の一環で拠点施設を整備し、快適なバス待ち空間を確保
-------	------------------------------	-----------------------------------

バス停名称	所在地	路線・系統	整備時期	
			平成年	月
川俣駅西口	明和町中谷	館林・明和・千代田線	27	11
乗入事業者	館林観光バス			
管理者	【土地】明和町	【設備】明和町		
設備設置者	明和町	費用負担	明和町	調整主体
群馬県、明和町、館林観光バス、東武鉄道				

整備内容、整備に至った経緯

東武伊勢崎線川俣駅 新駅舎供用に合わせて西口ロータリーを整備し、上屋を完備したバス停を設置するとともに、旧駅舎跡地に駅前プラザ「メイちゃん家」を開設しバスの待合所とした。

- 【経緯】
- ☞ 町の政策として、駅の拠点性を高め公共交通を中心としたまちづくりを進めることを掲げる中、その一環として駅前広場を新規に整備した。
 - ☞ 狭い道路にバスが乗り入れ、バス停も標識のみの設置という状況だったことから、駅前広場の整備にあたって、ロータリー、上屋・ベンチを完備した。
 - ☞ バス停設置にあたっては、総務課、都市建設課、館林観光バスで協議を行った。なお、駅前ロータリーについては、道路管理者である群馬県（館林土木事務所）、東武鉄道、館林観光バスと協議を行った。
- 【特徴】
- ☞ 川俣駅西口に旧駅舎跡地を利用した駅前プラザ「メイちゃん家」を開設し、トイレ、待合スペース、バス時刻表、情報発信スペースが設置されている（平成29年1月23日開設）。

■東武伊勢崎線川俣駅前ロータリー バス停



■駅前プラザ「メイちゃん家」



連絡先	明和町役場 総務課 安全安心係	電話	FAX	E-mail
		0276-84-3111	0276-84-3114	soumu@town.gunma-meiya.lg.jp

8 所沢市		分類: 1.(1)B、2.(1)BE	バス待合所の登録制度を活用し、快適なバス待ち空間(待合所)を確保			
バス停名称		所在地	路線・系統			整備時期 平成年 月
所沢まちづくりセンター		所沢市元町	コミュニティバス (吾妻循環)			29 4
乗入事業者	西武バス					
管理者(バス停標識)	【土地】西武バス		【設備】西武バス			
管理者(バス待ちスポット)	【土地】所沢市、商工会議所		【設備】所沢市、商工会議所			
設備設置者	西武バス	費用負担	所沢市	調整主体	-	
整備内容、整備に至った経緯						
<p style="text-align: center;">ところさわまちづくりしょうてん</p> <p>中心市街地活性化拠点施設「野老澤町造商店」を埼玉県が実施する「バスまちスポット」登録制度に基づくバスまちスポットとして登録し、バス待ちの際に活用できるようにした。</p>						
<p>【経緯】☞中心市街地活性化拠点施設である「野老澤町造商店」を埼玉県が実施する「バスまちスポット」登録制度に基づくバスまちスポットとして地元商工会議所が登録した。</p> <p>【特徴】☞当施設内には、訪問者が立ち寄った際に休憩するための椅子が置かれており、バス待ちの際に利用できるようになっている。また、バス時刻表の掲示、配布も行っている。</p>						
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【バスまちスポット登録制度】<small>(埼玉県HPを参考に記載)</small></p> <p>★埼玉県が取り組む「バスまちスポット」は、歩きやすいまちづくりの一環として、商店やコンビニ、金融機関や公共施設等に、バスを気軽に待つことのできる施設や、バス停留所まで歩くときに休憩できる施設として各施設に協力してもらうものである。</p> <p>★対象となる施設は、</p> <p>(1)バス停留所の近くで、バスを気軽に待つことのできる施設 (おおむね50m圏内)、</p> <p>(2)バス時刻表を掲示または配布</p> <p>(3)ステッカーを掲示 という条件を満たしている必要がある。</p> </div>						
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【野老澤町造商店】<small>(所沢市HPより抜粋)</small></p> <p>★「ところさわまちづくりしょうてん」と読み、所沢市と商工会議所が共同で運営・管理している。</p> <p>★当施設は、①情報発信基地としての役割、②まちを元気にするためのイベントを行う母体としての役割、③中心市街地活性化の拠点としての役割を担っており、このようなまちの拠点施設をバス待ちスポットに登録し、訪問者の立ち寄り機会の増加とバス利用促進を図っている。</p> </div>						
■ 所沢まちづくりセンター停留所			■ 野老澤町造商店			
						
連絡先	所沢市 経営企画部 企画総務課 交通政策室	電話	FAX	E-mail		
		04-2998-9046	04-2994-0706	a9046@city.tokorozawa.lg.jp		

9 東松山市		分類: 1.(1)A、1.(3)A、 2.(1)C	住民(自治会)と連携し、快適なバス待ち空間(上屋・風よけ)を確保		
バス停名称		所在地	路線・系統		整備時期
加美町		東松山市加美町	マイタウン循環線・熊谷線		平成年 月
乗入事業者	川越観光自動車、国際十王交通				
管理者	【土地】加美町自治会		【設備】川越観光自動車、国際十王交通		
設備設置者	川越観光自動車 国際十王交通	費用負担	川越観光自動車 国際十王交通	調整主体	バス事業者、自治会
整備内容、整備に至った経緯					
<p>地元自治会の協力により、老朽化していたそれまでの上屋・椅子の全面的な建替えを実現した。</p> <p>【経緯】☞従前の上屋が老朽化していたため、バス事業者において建替えを行うこととなったが、これに際して上屋の構造等についてどのようなものにするか、上屋が設置されている土地の所有者である地元の自治会と事前に調整した。</p> <p>☞整備費用は、乗入事業者である川越観光自動車と国際十王交通で折半で負担し、自治会は負担していないが、土地の使用については、自治会とバス事業者の間で契約を結び、無償貸与となっている。</p> <p>【特徴】☞従前の面積をできるだけ維持した上で、透明のFRP板を全面に使用し、中で待っている乗客からのバス接近の認識性を高めるとともに、風雨の時でもなるべく濡れないように囲い構造とした。</p>					
					
連絡先	川越観光自動車株式会社	電話		FAX	E-mail
		0493-56-2001		0493-56-2171	-

10 深谷市	分類: 1.(1)B、1.(3)A、 2.(1)BE、2.(2)A	バス待合所の登録制度を活用し、沿道の商業施設等を快適なバス待ち空間(待合所)として確保
--------	--------------------------------------	---

バス停名称	所在地	路線・系統	整備時期	
			平成年	月
ローソン稲荷町店	深谷市稲荷町	深谷市コミュニティバス 北部定期便	27	4
ヤオコー国済寺店	深谷市国済寺	深谷市コミュニティバス 東循環便	27	4
セブンイレブン深谷西小学校前店	深谷市栄町	深谷市コミュニティバス 西循環便	27	4
フレッセイ田谷店	深谷市田谷	深谷市コミュニティバス 北部定期便	27	4

乗り入れ事業者	協同バス			
---------	------	--	--	--

管理者	【土地】商業施設	【設備】協同バス
-----	----------	----------

設備設置者	深谷市	費用負担	深谷市	調整主体	深谷市、商業施設
-------	-----	------	-----	------	----------

整備内容、整備に至った経緯

コミュニティバスの再編に合わせ、沿道の商業者に協力を依頼し、店舗敷地内に停留所を設置するとともに、当該店舗を埼玉県が実施する「バスまちスポット」制度に基づくバスまちスポットとして登録。


【経緯】 ☞ 深谷市では、コミュニティバスの再編時にバス停を新設するにあたり、地権者に対し、バス停設置と合わせ、埼玉県が実施しているバス待ちスポット登録制度への登録を依頼した。

☞ 商業施設をバス待ちスポットとすることについては、来店客がバスを利用することもあり、店舗側に了承してもらっている。バス待ちスポットへの登録を依頼する際、断られることはほとんど無かった。

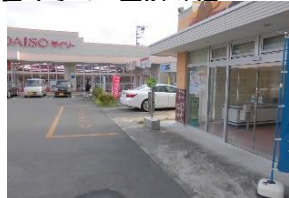
【特徴】 ☞ バス事業者との運行協定で停留所は深谷市が設置し、バス事業者が維持管理している。(具体的には市が設置後、バス事業者に停留所を無償貸与し、バス会社が施設賠償保険に加入し一切の維持管理を行っている。ただし、停留所が破損等した場合は、市で修繕を実施。)

【バスまちスポット登録制度】 (埼玉県HPを参考に記載)

- ★埼玉県が取り組む「バスまちスポット」は、出歩きやすいまちづくりの一環として、商店やコンビニ、金融機関や公共施設等に、バスを気軽に待つことのできる施設や、バス停留所まで歩くときに休憩できる施設として各施設に協力してもらうものである。
- ★対象となる施設は、
 - (1)バス停留所の近くで、バスを気軽に待つことのできる施設(おおむね50m圏内)、
 - (2)バス時刻表を掲示または配布
 - (3)ステッカーを掲示
 という条件を満たしている必要がある。



■ヤオコー国済寺店



■セブンイレブン深谷西小学校前店






■フレッセイ田谷店



連絡先	深谷市 都市整備部都市計画課	電話	FAX	E-mail
		048-574-6654	048-571-1092	toshi@city.fukaya.saitama.jp

11 東秩父村		分類: 2.(2)C	地元高校の生徒が間伐材を活用して製作したベンチを寄付		
バス停名称		所在地	路線・系統		整備時期 平成年 月
東秩父村役場入口		東秩父村御堂	W01小川町駅・白石車庫、W03和紙の里・寄居駅		30 7
乗入事業者	イーグルバス株式会社				
管理者	【土地】東秩父村 【設備】東秩父村				
設備設置者	県立秩父農工科学高校	費用負担	県立秩父農工科学高校	調整主体	埼玉県 (企画財政部、教育局)、 県立秩父農工科学高校、 東秩父村、イーグルバス
整備内容、整備に至った経緯					
<p>「知事との意見交換会」での埼玉大学の学生による政策提言を受け、県立秩父農工科学高校森林科学科の生徒が間伐材を活用してベンチを製作し、バス停に設置するために寄付。</p> <p>【経緯】 埼玉大学の学生が政策提言を行う「知事との意見交換会」を毎年実施。平成29年度の提言のうち、工業高校の生徒がベンチを作成しバス停に設置するという「バスに対する愛着を深めるため地元工業高校と連携したベンチの製作」という提言が実現しやすいものであったことから採用された。 その後、県の交通担当部局（企画財政部）が教育局と連携し、県立秩父農工科学高校（森林科学科が学校演習林を保有。以前にも公園のベンチ製作の実績がある。）の生徒が製作したベンチをバス停に設置することとなった。 ベンチの設置場所については、バス事業者が独自にベンチを設置していることが多い都市部ではなく、地方部を中心に検討した。当該高校の近隣地域に声をかけていった結果、東秩父村役場入口バス停に決定し、東秩父村に贈呈された。 なお、東秩父村入口バス停では、それまでもベンチが設置されていたが、プラスチック製で老朽化していたこと、また、相応の利用者があったことから、新しいベンチの設置を受け入れることとした。</p> <p>【特徴】 ベンチの製作にあたっては、同校の学校演習林のヒノキ間伐材を使用した。 東秩父村への贈呈後は、ベンチを村所有の物品として管理されている。</p>					
 					
連絡先	埼玉県 企画財政部 交通政策課 交通企画バス担当		電話	FAX	E-mail
			048-830-2220	048-830-4742	—

12 千葉市	分類: 1.(4)	改札ゲートを設置してバス乗降の時間短縮を図り、バス待ちの快適性を向上		
バス停名称	所在地	路線・系統		整備時期 平成年 月
幕張本郷	千葉市花見川区幕張	新都心幕張線		10 12
乗り入れ事業者	京成バス			
管理者	【土地】千葉市	【設備】京成バス		
設備設置者	京成バス	費用負担	京成バス	調整主体 ー
整備内容、整備に至った経緯				
朝ラッシュ時のバス乗降時間短縮のため改札ゲートを設置した。				
【経緯】☞朝ラッシュ時の急行系統に連節バスを導入後、乗降時間の短縮を図るため、運賃先払いの上、乗車してもらう改札ゲートを設置した（幕張本郷駅→海浜幕張駅のみ）。				
【特徴】☞連節バス運行時間：平日7時30分～9時31分。全15両で49便運行。バス内での支払いが無くスムーズに乗車できる。 ☞ICカードの使用も可能である。				
■改札ゲート(臨時改札口)で運賃を先払い				
				
■先払いをした後にバス停に整列				
				
連絡先	京成バス株式会社 営業部	電話	FAX	E-mail
		047-712-7400	ー	ー

13 松戸市①		分類: 1.(1)A、3.A		広告付上屋を設置し、快適なバス待ち空間を確保するとともに、広告収入により維持管理費用を工面			
バス停名称		所在地		路線・系統		整備時期	
						平成年	月
東松戸駅		松戸市東松戸		東松戸・八柱線・高塚梨香台線		30	3
乗入事業者		松戸新京成バス					
管理者		【土地】松戸市		【設備】松戸新京成バス			
設備設置者		広告付上屋事業者	費用負担	広告付上屋事業者	調整主体	松戸市、松戸新京成バス、広告付上屋事業者	
整備内容、整備に至った経緯							
<p>バス事業者（松戸新京成バス）で設置している標準的な上屋と比べ上質な上屋とベンチを導入するため、広告付上屋を設置。広告収入によって、維持管理費用もあわせて捻出。</p> <p>【経緯】☞東松戸駅の利用者の増加に伴いバス利用者も増加傾向にあったことから、バス待ち施設の整備の必要性が高まってきた。こうした中でバス事業者から広告付上屋事業者に対して設置場所の候補地として当バス停を挙げたところ、広告的価値が高かったこともあり、設置に至った。</p> <p>☞松戸市におけるバス事業者側の窓口として交通政策課に調整を依頼し、道路担当の建設総務課と屋外広告物担当の都市計画課の間で調整した。</p> <p>【特徴】☞当バス停の上屋、ベンチは、一般的な上屋付バス停とは異なり、風よけとベンチを道路側ではなく歩道側に設置されている。</p> <p>☞これにより、バス停付近の利用者をバス運転手がサイドミラーで見やすいようになっている。</p> <p>☞また、バス車両をバス停に停車させる際、車両のサイドミラーが壁に接触する恐れがあり、これを回避する観点でも合理的になっている。</p> <p>☞なお、こうした構造にするためには、多くの道路管理者による道路占用許可基準において、歩道幅員が広く確保できることが設置要件として求められるため、広告付バス停の標準タイプとなっているわけではない。</p>							
  							
連絡先		松戸新京成バス株式会社 事業計画担当		電話		FAX	E-mail
				047-387-0388		—	—
		長田広告株式会社東京支社 媒体開発部バス事業課		電話		FAX	E-mail
				03-3278-7335		—	—

14 松戸市②		分類: 2.(2)D		費用負担が困難である一方、高齢の利用者が多い路線において、 標識制作会社と協力して簡易なベンチを設置		
バス停名称		所在地		路線・系統		整備時期
						平成年 月
松飛台駅		松戸市紙敷		松飛台線		26 7
乗入事業者	松戸新京成バス					
管理者	【土地】松戸市		【設備】松戸新京成バス			
設備設置者	ケージーサービス (株)	費用負担	ケージーサービス (株)	調整主体	松戸新京成バス、ケー ジーサービス(株)	
整備内容、整備に至った経緯						
<p>標識の制作会社のアイデアでバス停標識の土台に簡易的な腰掛を設置。</p> <p>【経緯】 ☞ 松飛台線は高齢な旅客も多い一方、当路線の収支状況からすると上屋やベンチ等の設置に費用を捻出することが困難であった。</p> <p>☞ そのため、通常のベンチではなく簡易にできないかとバス停標識の制作会社に相談していたところ、制作会社担当者のアイデアで、バス停標識に腰掛を設置する簡易なベンチの提案を受け、設置に至った。</p> <p>☞ なお、この簡易ベンチは、標識制作会社による試作品であり、無償で提供を受けた。</p> <p>(注) 道路沿道のバス停に設置した場合、座ると目線が低くなるため留意が必要。</p>						
						
連絡先	松戸新京成バス株式会社 事業計画担当		電話		FAX	E-mail
			047-387-0388		-	-

15 佐倉市	分類: 1.(1)B、2.(1)B、2.(2)A	沿道の公共施設を待合所とし、快適なバス待ち空間を確保		
バス停名称	所在地	路線・系統		整備時期 平成年 月
和田ふるさと館	佐倉市八木	佐倉市コミュニティバス（南部地域ルート） ちばグリーンバス（高崎線）		31 1
乗入事業者	ちばグリーンバス			
管理者	【土地】佐倉市 【設備】佐倉市、ちばグリーンバス			
設備設置者	コミュニティバス: 佐倉市 高崎線: ちばグリーンバス	費用負担	コミュニティバス: 佐倉市 高崎線: 佐倉市(安全対策)・ちばグリーンバス (バス停標識)	調整主体 和田ふるさと館、佐倉市(都市計画課、自治人権推進課)
整備内容、整備に至った経緯				
複合公共施設（和田ふるさと館）の敷地内にバス停を設置し、施設内を待合所として使用。				
<p>【経緯】 市街地と南部地域を結ぶ基幹路線となる「高崎線」と、南部地域を循環する「コミバス」との結節点として待合環境を整備する必要があることから、公共施設にバス停を設置した。</p> <p>コミバスのバス停は、利用者の利便性確保に加え、当バス停が起終点となっていることから、バスの転回のため施設敷地内の正面玄関前まで乗り入れることとした。</p> <p>【特徴】 バス待ち環境として、館内奥にはロビーがあり、ソファを利用することが可能（バス待ち専用ではない）。また、バス時刻表も設置している。</p>				
<p>【和田ふるさと館】（佐倉市HPを参考に記載）</p> <p>★出張所、農産加工実習所、高齢者談話室、地域防災集会所、歴史民俗資料室、ホールを兼ね備えた複合施設として平成11年12月にオープンした。</p>				
				
バス待合スペース		<p>待合スペース内掲示物 (ルート図、時刻表、バスマップ)</p>  		
連絡先	佐倉市 都市部 都市計画課 交通対策班	電話	FAX	E-mail
		043-484-6164	043-486-2506	toshikeikaku@city.sakura.lg.jp

16 大網白里市		分類: 1.(1)B、1.(3)A、2.(1)B	自治体が商業施設に働きかけ、敷地内へのバス停設置、施設内を待合所とし、快適なバス待ち空間を確保		
バス停名称		所在地	路線・系統		整備時期
アミリィ		大網白里市みやこ野	コミュニティバス		平成年 月
乗入れ事業者	小湊鉄道				
管理者	【土地】商業施設 【設備】大網白里市（バス停）				
設備設置者	駐車マス：商業施設 バス停標識：大網白里市	費用負担	駐車マス：商業施設 バス停標識：大網白里市	調整主体	大網白里市、商業施設、小湊鉄道
整備内容、整備に至った経緯					
<p>道路整備に伴う既存バス停移設の際、近傍のショッピングセンター（アミリィ）と交渉し、敷地内へのコミュニティバス乗入れを実現。バス停はフードコートの目の前に設置し、バス待ち環境も改善。</p> <p>【経緯】 ☞従来使用していたショッピングセンター（アミリィ）近くのバス停留所が土地区画整理事業による道路開通で使用できなくなるため、その移設先を市で検討していた。 ☞アミリィはバスによる来客者が多く、市として、敷地内にバス停があればこうした来客者の利便性が向上すると考え、アミリィ側へ設置を打診した。 ☞その結果、アミリィ側にも、来客者の利便性向上という観点に賛同してもらうことができ、結果的に承諾を得た。 ☞バス停を設置した場所はもとは駐輪場であり、これをバスとタクシーを兼ねた区画として整理した。（駐輪場は別の場所へ移動。区画整理にかかる費用（区画のカラーリング等）はアミリィ側が負担） ☞なお、実際にバス車両を用いて敷地内を運行したところ、既存の駐車場にあるクルマの大きさや駐車状況によっては、バスの運行に支障が生じる可能性をバス事業者から指摘された。そのため、一部駐車区画を使用できないように対応することで解決した。</p> <p>【特徴】 ☞市、アミリィ、運行事業者とで協議を行いバス停の設置場所を検討し、フードコートの目の前に設置し、バス待ち環境が向上した。</p>					
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>施設に協力いただき、停車区画を設けてもらいました。</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>バス停はフードコートの目の前</p> </div> </div>					
連絡先	大網白里市 企画政策課 政策推進班		電話	FAX	E-mail
			0475-70-0315	0475-72-8454	kikakuseisaku@city.oamishir.asato.lg.jp

17 世田谷区		分類: 1.(3)A、 2.(1)BCD、2.(2)A	自治体が地権者に働きかけ、施設建設のタイミングに合わせて民有地にバス待ち空間を確保			
バス停名称		所在地	路線・系統			整備時期
深沢坂上		世田谷区深沢	等 1 1 ・ 等 1 2 ・ 等 1 3			平成年 月
乗り入れ事業者	東急バス					29 3
管理者	【土地】地先地権者 【設備】世田谷区					
設備設置者	世田谷区	費用負担	世田谷区	調整主体	世田谷区、保育園	
整備内容、整備に至った経緯						
<p>道路幅員が狭いため、バス待ち空間の向上が望まれるバス停において、私立保育園を新たに建築する際に、地先地権者の土地を一部提供してもらい、自治体（世田谷区）の負担によりバス待ち空間を確保。</p> <p>【経緯】 ☞ 道路幅員が狭く歩車分離がされていない道路上にバス停があるため、区民からバス停移設の相談があった。</p> <p>☞ この相談を受けていた際、区民から保育園の建築計画があるとの情報が提供されたことから、保育園の建築に合わせてバス待ちスペースの整備ができないか、区から地先地権者に打診し交渉に入った。</p> <p>☞ 交渉では、保育園の建築計画隣接の部分ならば協力できるとの申し出があり、当該部分にバス待ち空間（ベンチ）を設置した。</p> <p>☞ 土地の借用は無償。また、ベンチの設置は区で費用を負担し、地権者に対しては、固定資産税の減免措置を講じた。</p>						
						
連絡先	世田谷区 道路・交通政策部 交通政策課		電話	FAX	E-mail	
			03-5432-2544	03-5432-2544	SEA01206@mb.city.setagaya.tokyo.jp	

18 中野区	分類: 1.(1)A、1.(2)、 2.(1)F、2.(2)A	駅前広場整備の一環として上屋を設置し、快適なバス待ち空間を確保するとともに、全体の色合いを統一したデザインを採用			
バス停名称	所在地	路線・系統		整備時期	
東中野駅西口	中野区東中野	①宿20②百01		平成年	月
乗入事業者	西武バス、関東バス				
管理者	【土地】中野区		【設備】中野区		
設備設置者	J R 東日本	費用負担	中野区	調整主体	中野区、JR東日本、関東バス、西武バス
整備内容、整備に至った経緯					
駅前広場整備の一環として上屋等を整備。上屋は膜屋根構造とするとともに全体として同系色の色合いでデザインを統一。					
<p>【経緯】 ⇨ 東中野駅西口駅前広場整備の一環として上屋等を整備した。</p> <p>【特徴】 ⇨ 自由通路～駅前広場～山手通りまで、駅ビルを含めて全体として同系色の色合いで統一した。</p> <p>⇨ 上屋は膜屋根構造を採用し、日中は照明をつけなくても明るいイメージを確保し、駅ビルとの調和を図ったデザインとした。</p> <p>⇨ 勾配を極力抑えるとともに、自由通路ではスロープ部に突起のあるタイル、広場では滑りにくいタイルを歩道舗装に採用するなど、バリアフリーに配慮した。</p>					
<p>【東中野駅西口駅前広場整備の経緯】 <small>(中野区HPをもとに記載)</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1957年4月に「東京都市計画道路事業東中野駅付近広場第1号」として西口駅前広場が都市計画決定された。 ・1997年6月、「中央本線東中野駅前広場整備に関する基本協定」を東京都、中野区、JR東日本の3者で締結。 <p>2010年9月に事業認可取得、その後工事施工協定の締結があり、整備事業が本格的にスタートし、2015年に駅前広場が完成し、3月1日から利用開始となった。</p>					



19 江戸川区		分類: 1.(3)A、2.(1)B、 2.(2)A	隣接地の地権者から土地の提供を受け、ポケットパークとともに、バス停を整備			
バス停名称		所在地	路線・系統		整備時期	
					平成年	月
松本弁天		江戸川区松本	新小71		13	
乗り入れ事業者	京成バス					
管理者	【土地】江戸川区 【設備】バス停標識：京成バス ポケットパーク：江戸川区					
設備設置者	江戸川区	費用負担	江戸川区	調整主体	江戸川区、地先住民	
整備内容、整備に至った経緯						
地先住民から自宅敷地の一部の提供を受け、当該敷地にポケットパーク（小規模な広場）とバス停を整備。						
<p>【経緯】 ☞バス停が設置されている住宅の建設にあたり、区が住民へ打診し、ポケットパーク及びバス停を整備した。住民は区政に理解があったことから、連携がスムーズにできた。</p> <p>☞バス停設置にあたっては当該住民と無償使用契約を交わし、土地の無償貸与を受けた。民地敷地内のポケットパークは区で整備（費用も区負担）した。なおポケットパークの管理（清掃等）は区で行い、バス停標識は事業者で管理している。固定資産税の減免措置を講じている。</p>						
						
						

20 八王子市		分類: 1.(1)B、2.(1)A、3.C	団地開発者が団地の魅力向上策の一つとして冷暖房付きバス待ちシェルターを整備			
バス停名称		所在地	路線・系統			整備時期
館中学校前		八王子市館町	館01			平成年 月 25 10
乗り入れ事業者	京王電鉄バス					
管理者	【土地】UR都市機構		【設備】UR都市機構			
設備設置者	UR都市機構	費用負担	UR都市機構	調整主体	—	
整備内容、整備に至った経緯						
<p>団地開発者（UR都市機構）が老朽化した団地の魅力向上施策の一つとして、館ヶ丘団地内にある館中学校前バス停に冷暖房付きバス待ちシェルターを設置した。</p> <p>【経緯】☞当バス停が立地する館ヶ丘団地は、建設から40年程度が経過し、団地の魅力向上を図るため大規模修繕などを実施することとなったが、その一環として、館中学校前のバス停に冷暖房付きシェルターを設置した。</p> <p>☞当バス停付近は防災拠点となっていることから、災害時における電力供給の場として、バスシェルター上屋に太陽光パネルを設置した。通常時は発電した電力を用いて冷暖房を行っている。</p> <p>☞団地の魅力向上、バス待ち施設の整備にあたり、特に住民の意見は聞かなかったものの、UR都市機構内部での検討の結果、上記の諸施策を推進することとなった。</p> <p>☞設置費用は全額をUR都市機構が負担し、行政による補助等は使用していない。</p>						
						

21 三鷹市		分類: 2.(1)CE、2.(2)C		バリアフリーのまちづくりの制度を活用し、市民からの寄附によりベンチを設置			
バス停名称		所在地		路線・系統		整備時期	
						平成年	月
三鷹台団地		三鷹市牟礼3丁目		みたかシティバス 三鷹台・飛行場ルート、小田急バス路線、京王バス路線		30	3
乗入事業者	小田急バス						
管理者	【土地】三鷹市		【設備】三鷹市				
設備設置者	三鷹市	費用負担	寄附者(一部三鷹市)	調整主体	三鷹市		
整備内容、整備に至った経緯							
三鷹市が実施しているバリアフリーのまちづくりの制度（「ほっとベンチ事業」）を活用し、市民からの寄附を受けてバス停にベンチを設置した。							
<p>【経緯】☞三鷹市では、バリアフリーのまちづくりとして歩道の段差や勾配の解消などに取り組んでいるが、「バリアフリー化されたとしても、疲れた時に休める場所がないと外出しにくい」という高齢者などからの声を受けて「ほっとベンチ事業」の取り組みを行っている。</p> <p>☞当バス停へのベンチ設置は、元々、近隣住民から要望があったことから、市で設置個所として選定した。</p>							
<p>【ほっとベンチ事業】（三鷹市HPをもとに記載）</p> <p>（経緯）</p> <p>★三鷹市では「バリアフリーのまちづくり」として歩道の段差や勾配の解消などに取り組んでいるが、疲れた時に休める場所がないとバリアフリー化されても外出しにくいという高齢者などからの声を受けてこの取り組みを始めた。</p> <p>（事業目的）</p> <p>★今後の高齢社会を展望し「すべての人がいきいきと暮らせ」「安全で快適に移動でき」「歩行による健康づくりができる」まちを目指し、段差や勾配の解消にとどまらず、さらなるバリアフリー化の充実という観点から、歩道や歩道に接する民地、河川空間や遊歩道にベンチを設置する事業。</p> <p>（寄付金制度の概要）</p> <p>★ベンチ設置費用の一部として一口5万円（定額）の寄附を募り、寄附者個人名、企業名、団体名等の刻まれたプレートをベンチに設置している。寄付には設置に係る工事費用も含まれるが、一定程度市が補てんしている。</p> <p>（用地協力者の募集）</p> <p>★用地協力者は三鷹市と無償賃借契約等に基づき、固定資産税の非課税、または減免措置を受けることができる。</p> <p>（ベンチの愛称「ほっとベンチ」について）</p> <p>★市民から寄せられた案の中から愛称を採用。「ほっとベンチ」とは、座ったときに「ホッとする」や「あたたかい（心や気持ち）」などの意味合いを持ち合わせたもので、市民に親しまれる愛称として命名された。</p>							
							
							
連絡先	三鷹市 都市整備部 道路交通課 都市交通係			電話	FAX	E-mail	
				0422-29-9709	0422-48-0975	doro@city.mitaka.tokyo.jp	

22 東村山市		分類: 1.(3)A、2.(1)B、 2.(2)A	隣接地の地権者から土地の提供を受けてバス待ちスペースを整備し、利用者の安全性を確保		
バス停名称		所在地	路線・系統		整備時期 平成年 月
浄水場北		東村山市廻田町	グリーンバス 東村山駅西口～久米川駅南口		28 8
乗入事業者	市コミュニティバス（西武バス）				
管理者	【土地】マンション所有者		【設備】西武バス		
設備設置者	東村山市	費用負担	東村山市	調整主体	東村山市 マンション管理会社
整備内容、整備に至った経緯					
歩道が狭く危険性の高い場所において、使用していないマンションの駐車スペースを提供してもらい、自治体（東村山市）の負担によりバス待ち空間を確保。					
<p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞新規導入の際、歩道が狭く危険性が高い場所しかバス停を設置する候補地がなかったことから、バス停前の賃貸マンション所有者（マンション管理会社）に相談し、未使用の駐車スペース3台分を借り、バス停と待合スペースを設置した。 ☞この駐車スペース3台分は、電柱の支線やブロック塀があるため視認性が悪く、また、道路との段差が10cm程度あるため使用しにくい状況で、従前からマンション住民も使用していなかった。 ☞そうした背景もあり、土地の賃借は無償の契約とすることで合意ができ、市としては、固定資産税の減免措置を講じることとした。 ☞設備の設置及び費用負担は、市で実施。一方で、バス停標識は、運行協定の中でバス事業者の所有・管理としている。 ☞ブロック塀の陰にバス待ち客がいる可能性があるため、バス事業者からの要望により、運転手からそうしたバス待ち客の有無を確認できるよう、ミラーの設置を行っている。 					
					
連絡先	東村山市 環境安全部 公共交通課		電話	FAX	E-mail
			042-393-5111 内線(2492)	042-393- 6846	kotsu@m01.city.higashimura yama.tokyo.jp

23 横浜市	分類: 1.(1)A、3.A	広告付上屋を設置し、快適なバス待ち空間を確保するとともに、広告収入により維持管理費用を工面
--------	----------------	---

バス停名称	所在地	路線・系統	整備時期	
			平成年	月
市庁前ほか232か所	横浜市内	全134路線	16	10
乗り入れ事業者	横浜市交通局、神奈川中央交通、相鉄バス、京急バス、江ノ電バス、フジエクスプレス			
管理者	【土地】	道路管理者	【設備】	広告付上屋事業者
設備設置者	広告付上屋事業者	費	広告付上屋事業者	調整主体
				横浜市、広告付上屋事業者、バス事業者

整備内容、整備に至った経緯
 上屋・ベンチの建設費・維持管理の軽減化のため、広告付上屋事業者が上屋・ベンチを設置し、広告収入で設置費用・維持管理費用を賅っている。

【特徴】 ☞ 民間活力を導入して停留所上屋の整備、維持管理を行うもので、平成16年11月の市庁前の設置が第1号で、公営事業者としては日本初だった。（※参考：横浜市HP、ヨコハマ経済新聞）
 ☞ バス事業者にとって、バス停上屋の設置、維持管理にかかる費用の抑制につながり、また、質の高い広告ビジュアルは都市景観の向上に大きく寄与している。

【エムシードウコー社による広告付上屋事業の概要】 （第3回モーダルコネクト検討会（2016.6.15、国土交通省）におけるエムシードウコー（株）の説明資料を抜粋）

◆ 広告付きバス停留所上屋事業

- ・ 上屋に追加した広告板から得られる広告料収入を原資として、バス停留所上屋の製造、設置、その後の清掃メンテナンス、維持管理までを行う事業。
- ・ 原則として、自治体やバス事業者、バス利用者の負担はゼロ。広告を活用したPF/PPP事業の1つ。
- ・ 平成15年国道利第22号通達により整備可能に。

◆ 事業の仕組みとメリット

- ・ 上屋の整備・維持管理にかかる業務は全て同社が担当
- ・ バス利用者のメリット：清潔で快適なバス待ち環境
- ・ バス事業者のメリット：上屋の整備維持管理にかかる負担が軽減され、バス運行に注力可能
- ・ 自治体のメリット：定期的な清掃メンテナンスによる、都市景観・美観の向上、夜間照明による防犯効果
- ・ 広告主のメリット：公道上で目線の高さで、市民とコミュニケーションできる。

基本的な機能



◆ 清掃維持管理

- ・ 清掃月2回/2週に1度
- ・ 巡回週1回
- ・ 出動2営業日以内
- ・ 修繕5営業日以内

◆ 広告：都市景観の向上に貢献する美しいデザインの広告を掲出

- ・ 広告ポスターは2週間ごとに交換・掲出
- ・ 全国の広告面をネットワーク化し、事業実施中の都市には原則として全て同じ広告を掲出
- ・ 厳正な広告審査を通過した上質なデザインの広告

◆ 導入都市

- ・ 三大都市圏を中心に、全国41都市で導入（2019年3月現在）
- ・ 上屋は、それぞれの都市の景観にあったデザインの上屋を提案

■ 横浜スタジアム前



■ 市庁前




■ 野毛町



24 横浜市 神奈川区		分類: 1.(1)A、1.(3)A、 2.(1)A	狭隘な場所において、沿道企業がバス停の場所と設備を提供			
バス停名称		所在地	路線・系統			整備時期 平成年 月
旭硝子前		横浜市神奈川区羽沢町	83系統、129系統			26 2
乗り入れ事業者	横浜市交通局					
管理者	【土地】沿線企業 【設備】沿線企業（標識は横浜市交通局）					
設備設置者	沿線企業 （標識は横浜市交通局）	費用負担	沿線企業 （標識は横浜市交通局）	調整主体	横浜市、沿線企業	
整備内容、整備に至った経緯						
歩道がなく危険性が高いバス停において、沿線企業（旭硝子株）（現AGC株）からの依頼でバス停施設を設置した。						
【経緯】 ☞ 狭隘な道路のため歩道がなく、従前のバス停では、乗降時や待ち合い時の安全性に問題があったことから、沿線企業からの依頼で新たに設備を設けた。 ☞ 設置にあたっては、当該沿線企業と協定を結び、上屋・ベンチ・舗装等の施設の整備及び維持管理費用は企業負担、バス停標識は横浜市交通局負担とした。						




25 横浜市 西区	分類: 1.(3)AB	バス停標識の設置場所がない狭隘な道路で隣接地の地権者の門柱に標識を設置		
バス停名称	所在地	路線・系統		整備時期 平成年 月
学園入口	西区東久保町	浜4		30 4
乗り入れ事業者	相鉄バス			
管理者	【土地】地先住民		【設備】相鉄バス	
設備設置者	相鉄バス	費用負担	相鉄バス	調整主体 相鉄バス、地先住民
整備内容、整備に至った経緯				
バス停標識の設置場所が無い場所で、隣家の門柱に合わせたサイズの標識を制作し設置した。				
<p>【経緯】☞従前のバス停について、地先住民から、自らの土地を売却した後に予定している工事の支障になることから、移設してほしいとの要望があった。しかし、その後、当該住民との交渉が困難となり、隣家の住民に対して、地先へのバス停の移設を打診した。</p> <p>☞地代は無償とする一方、設置及び費用負担は全てバス事業者にて実施した。</p> <p>☞設置後は、定期的にバス事業者にて、清掃、点検を実施。</p>				
				
連絡先	相鉄バス株式会社 営業計画課	電話	FAX	E-mail
		045-319-2321	-	-

26 横浜市 栄区		分類: 1.(1)A、2.(1)CE、 2.(2)B	区の補助制度を活用し、行政・事業者・自治会が費用を分担してバス 停上屋を設置		
バス停名称		所在地	路線・系統		整備時期 平成年 月
犬山（大船駅方面） 他2箇所		横浜市栄区犬山町他	上之～大船駅他		24-28 ー
乗入事業者	神奈川中央交通				
管理者	【土地】横浜市		【設備】神奈川中央交通		
設備設置者	神奈川中央交通	費用負担	栄区、神奈川中央交 通、自治会	調整主体	栄区、神奈川中央交 通、自治会
整備内容、整備に至った経緯					
横浜市栄区の補助制度（「栄区内バス停留所上屋設置に関する補助金」）を活用し、地元自治会が設置 費を一部負担してバス停上屋を設置した。					
【経緯】☞雨天などの天候の悪い時のバス待ち環境を改善するため、自治会から上屋設置の要望があり、 栄区・神奈川中央交通(株)・自治会で協議し、上屋を設置することとなった。					
☞この際に栄区の「補助金」を活用することとし、当該補助金に掛かる規定に基づいて次のとおり 費用負担割合を決めた。 栄区 : 10分の5（上限100万円） 自治会・町内会等 : 10分の1（上限20万円） バス事業者 : 残額					
☞3者の役割分担は次の通りである。 栄区 : 上屋設置費の補助、設置の調整 自治会 : 上屋設置費の負担、日常の維持管理（美化・清掃等） 神奈川中央交通(株) : 上屋の設置、所有、修繕等の維持管理					
 					
連絡先	神奈川中央交通株式会社	電話	FAX	E-mail	
		0463-22- 8800(代表)	0463-22-8840	ー	

27 平塚市		分類: 1.(1)A、1.(3)A、 2.(1)BD		隣接する建物の建て替えに合わせて、軒先にバス停とベンチを設置し、快適なバス待ち空間を確保		
バス停名称		所在地		路線・系統		整備時期
南金目（平塚駅方面）		平塚市南金目		秦野駅～平塚駅北口他		平成年 月 26 10
乗入事業者	神奈川中央交通					
管理者	【土地】沿線企業		【設備】神奈川中央交通			
設備設置者	神奈川中央交通	費用負担	神奈川中央交通	調整主体	平塚市、神奈川中央交通、沿線企業	
整備内容、整備に至った経緯						
沿線企業（平塚信用金庫）の協力により、建替え時に建物軒先にベンチ及びバス停を設置した。						
<p>【経緯】☞従前の平塚駅行きのバス停は、平塚信用金庫支店敷地に接する道路端に置かれていたものの、ベンチについては、当該敷地内の雨を凌げる空間に置かれていた（設置者は不明）。</p> <p>☞こうした中で、信用金庫の支店建物の建替えるのに際して、平塚市から信用金庫に対して、建替後もバス利用者の待合場所を確保してほしいとの依頼を行った。これを受けて、信用金庫にて、バス事業者に対して建替計画を説明するとともに、バス停整備についての検討を始めた。</p> <p>☞この検討の結果、従前の雨を凌げる空間に代わるものとして、建物の軒先を延長しバス待ちスペースを確保することが可能となった。また、ベンチについては、バス事業者が設置することとなった。</p>						
  						
連絡先	神奈川中央交通株式会社	電話	FAX	E-mail		
		0463-22-8800(代表)	0463-22-8840	-		

28 小田原市		分類: 1.(3)B、2.(1)A	路線バス3社を統合したバス停ポールを設置		
バス停名称		所在地	路線・系統		整備時期 平成年 月
銀座通り		小田原市栄町二丁目	小田原駅～新松田 ほか7路線		26 12
乗入事業者	箱根登山バス、伊豆箱根バス、富士急湘南バス				
管理者	【土地】神奈川県 【設備】バス事業者(3社)				
設備設置者	バス事業者	費用負担	標識: 商店会 ダイヤシステム等改修: バス事業者(3社)	調整主体	小田原市、バス事業者、自治会、商店会
整備内容、整備に至った経緯					
<p>地元からバス停の新設要望があった、路線バス3社が運行するバス路線において、商店会等の負担により、バス会社3社の情報を統合したバス停ポールを新たに設置した。</p> <p>【経緯】☞地元自治会・商店会からバス事業者・市にバス停の新設要望があったことを踏まえ、市がバス事業者と自治会・商店会の間に入り調整を行った。</p> <p>☞この調整過程においては、バス事業者からバス停ポールの設置費用は市・地元のいずれかに負担してもらいたいという意向が示された。</p> <p>☞その結果、商店会がバス停ポール設置費用(10万円程度)を、バス事業者がバス停新設によるダイヤシステム等の改修に係る費用をそれぞれ負担する形で、バス停の新設が実現した。</p>					
■銀座通り					
■他の既存バス停					
連絡先	小田原市 都市部 まちづくり交通課交通政策係	電話	FAX	E-mail	
		0465-33-1267	0465-33-1579	ma-koutsu@city.odawara.lg.jp(行政用) ma-koutsu@city.odawara.kanagawa.jp	

29 茅ヶ崎市 ①		分類: 2.(1)BD、2.(2)A、 3.B	街路樹のリニューアルに合わせ、植栽樹を活用してベンチを設置		
バス停名称		所在地	路線・系統		整備時期 平成年 月
東海岸北五丁目（茅ヶ崎駅方面）外9箇所		茅ヶ崎市	辻02、辻13 コミバス		30 3
乗入事業者	神奈川中央交通				
管理者	【土地】茅ヶ崎市		【設備】茅ヶ崎市		
設備設置者	茅ヶ崎市	費用負担	茅ヶ崎市	調整主体	茅ヶ崎市、自治会、地先住民
整備内容、整備に至った経緯					
市民が多く利用する道路の街路樹のリニューアルに合わせ、植栽樹を活用して沿道のバス停等へベンチを設置した。					
<p>【経緯】 ☞市南部の東西方向を横断する主要幹線道路（市道0121号線、通称「鉄砲道（てっぽうみち）」）は供用開始から40年以上が経過し、整備当初に植栽した街路樹の生育が必ずしも良い状態ではなく、街路樹の中には立ち枯れているものもあり、苦情も来ていた。</p> <p>☞このため、茅ヶ崎市（景観みどり課）では、鉄砲道の歩道幅員確保と、木造住宅密集地域での延焼遅延効果の強化の観点から、街路樹をリニューアルするため、沿道景観形成事業を実施することを決定。この事業にあわせて、植栽樹にベンチを設置することとし、バス待ち時に使えるようにした。なお、ベンチはバス停に限らず、配置間隔を考慮して設置している。</p> <p>☞事業主体は景観みどり課で、計画策定や事業そのものの実施、自治会や個人宅との調整を行った。また、バス事業者との協議については、都市政策課が関与し、事業終了後は道路部局が管理しているという状況</p> <p>☞バス停へのベンチ設置にあたっては、自治会の希望により設置の有無を決めている（そのため、ベンチを設置していないバス停もある。）。</p> <p>☞また、地先住民にも個別に打診しており、住宅の目の前にベンチが置かれることを断られた場合は、設置していない。</p> <p>☞市ホームページでは、「緑の里親制度」に登録して、植栽帯やベンチの管理を呼びかけている（鉄砲道に限らず募集）。なお、この制度は登録手続が必要であるため、鉄砲道においては、沿線のポラを配布して、管理を呼びかけ、個々に自由な形で植栽を実施している。</p> <p>☞費用のうち、ベンチ設置に係るものは市が単独で負担している一方、街路樹リニューアルについては、防災性の向上を目的に社会資本整備総合交付金を活用している。</p> <p>【特徴】 ☞既存の有効幅員が1.5～1.6m程度と狭かったため、植栽樹の幅を狭め、道路構造令に即するように有効幅員2.0mを確保しつつ、ベンチを設置している。</p>					
					
連絡先	茅ヶ崎市 景観みどり課	電話	FAX	E-mail	
		0467-82-1111 内線(2331)	0467-57- 8377	keikanmidori@city.chigasaki. kanagawa.jp	

30 茅ヶ崎市 ②		分類: 2.(1)A、2.(2)C		地元企業の寄附により駅構内へバス運行情報案内表示機を設置		
バス停名称		所在地		路線・系統		整備時期 平成年 月
茅ヶ崎駅南口		茅ヶ崎市元町		茅ヶ崎駅南口発車系統		29 3
乗り入れ事業者	神奈川中央交通					
管理者	【土地】JR東日本 【設備】ハードウェア: 茅ヶ崎市、ソフトウェア: 神奈川中央交通					
設備設置者	地元企業	費用負担	神奈川中央交通、 地元企業	調整主体	茅ヶ崎市、JR東日本、 神奈川中央交通、 地元企業	
整備内容、整備に至った経緯						
茅ヶ崎市からの提案により、バス利用者の利便性向上を図るため、茅ヶ崎駅の自由通路にバス運行情報案内表示機を設置。(茅ヶ崎市、神奈川中央交通株、地元企業(株)たまや)の三者で協働)						
<p>【経緯】☞JR茅ヶ崎駅南口駅前広場に多くのバスが発着しているが、バス利用者は駅前広場まで降りていかなないとバスの発車時刻が分からず、利便性が低いことが課題であった。</p> <p>☞そのような中、地元へ本社を置くスーパーマーケットの(株)たまやから、市制施行70周年を記念してデジタルサイネージ寄贈の打診があり、茅ヶ崎駅自由通路にバス運行情報をリアルタイムで表示する運行情報案内表示機を設置するに至った。(平成29年3月28日より運用)</p> <p>☞これにより鉄道とバスの乗り継ぎ利便性が向上した。</p> <p>☞表示機は、次のとおり、(株)たまやがディスプレイ費用及び設置費用を負担して設置、設置後に茅ヶ崎市へ寄附した。</p> <p>茅ヶ崎市 : (株)たまやとの交渉、設置に係る関係各所との調整、電気代 神奈川中央交通株 : PC費用、システム構築費、通信費 (株)たまや : ディスプレイ費用(茅ヶ崎市へ寄附)、設置費用(設置工事、電源・配管工事等)</p> <p>☞表示機の所有・管理は茅ヶ崎市で行っている一方、情報更新などソフト面の管理は神奈川中央交通株が担当している。</p>						
 						
連絡先	神奈川中央交通株式会社		電話	FAX	E-mail	
			0463-22-8800 (代表)	0463-22-8840	-	

31 秦野市		分類: 1.(3)AB、2.(1)C	住宅街において自治会が隣接地の地権者に折衝して塀に標識を設置			
バス停名称		所在地	路線・系統		整備時期	
					平成年	月
渋沢相互住宅自治会館前		秦野市渋沢	コミュニティタクシー（渋沢駅・秦野赤十字病院ルート）		20	7
乗入事業者	愛鶴					
管理者	【土地】地先住民		【設備】秦野市（実証運行時）、愛鶴（本格運行後）			
設備設置者	秦野市	費用負担	秦野市	調整主体	秦野市、自治会	
整備内容、整備に至った経緯						
住宅密集地を走るため、民地の塀に時刻表を貼付し、バス停とした。民地地権者に対しては自治会が折衝して実現した。						
<p>【経緯】 ☞平成20年のコミュニティタクシー実証運行開始時に、市が㈱愛鶴と委託契約を締結し、停留所を設置した。</p> <p>☞バス停を設置している道路は相応の幅員を有しているが、県警と実車により検証する中で、歩道が設置されていない区間のため、交通安全の観点から、スタンド型のバス停は設置できないという判断がなされた。</p> <p>☞このため、民地の塀に、停留所であることが分かるような標識等を設置することとなった。</p> <p>・時刻表貼付は、実証実験の際、地元自治会が停留所位置を選定する中で、自治会が民地の所有者に承諾を取り無償で使用している。そのため、無償使用承諾の締結は行っていない。</p> <p>☞設備の設置費用は委託費の中で対応し、停留所の管理については、平成23年の本格運行開始時に㈱愛鶴へ移管した。</p> <p>☞時刻表が貼付されている塀は、植栽が刈り取られたようになっていたが、この植栽はもともとこうした形状であったため、ちょうどよく、空いた部分を活用することができた。</p>						
						
連絡先	秦野市 都市部 交通住宅課 公共交通担当		電話		FAX	E-mail
			0463-82-9644		—	koutsu@city.hadano.kanagawa.jp

32 中井町		分類: 1.(3)A、2.(1)AB、2.(2)A		地元企業と包括連携協定を締結し、企業敷地内にバス停を設置			
バス停名称		所在地		路線・系統		整備時期	
ブルックスC A F E		中井町井ノ口		中井町オンデマンドバス		平成	月
30		11					
乗り入れ事業者		神奈川中央交通西					
管理者		【土地】	企業	【設備】	中井町		
設備設置者		中井町		費用負担	中井町	調整主体	中井町、商業施設
整備内容、整備に至った経緯							
町と商業施設（ブルックスホールディングス）が連携して、町民サービスの向上や地域活性化に取り組むことを目的とした包括連携協定を締結したことに伴い、当該企業の施設敷地内にオンデマンドバスの乗降ポイントを設置。							
<p>【経緯】 ☞ 町内のブルックスカフェにおいて、ご当地うどんフェスタ & 中井特産品マルシェが開催された際に、町で採れた野菜の直売や特産品の販売、観光ブースの設置など、町としてのPR活動を実施した経験があり、継続的にそうした協力ができないか町から相談を持ちかけた結果、両者での協定締結が実現した。</p> <p>☞ オンデマンドバスの乗降ポイントの位置自体は、導入検討時に地域公共交通会議を経て決定しているが、上記の協定を踏まえて、乗降ポイントの設置について町とブルックスカフェとの間で協議し、決定した。</p> <p>☞ なお、商業施設の敷地の借地に係る費用は無償。</p>							
<p>【包括連携協定の内容】</p> <p>★町とブルックスが連携して双方の資源を有効活用し、交流人口拡大や地域経済活性化を図り、『里都まちなかい魅力創生プロジェクト』を連携して推進することで町民サービスの向上と地域の活性化に資することを目的とする。</p> <p><具体的な事例></p> <p>①ドリップバックコーヒーのパッケージに、里都まちロゴ&なかい誕生110年ロゴをプリントし、町とブルックスとのコラボ商品として販売及び町のイベント等で配布するなど双方のPRにつなげた。</p> <p>②オンデマンドバスの乗降ポイントの設置</p> <p>③中井の地下水を使用したボトルウォーターを㈱ブルックスホールディングスが製造し、ラベルに町のブランドロゴをプリントするなどして、コラボ商品として販売予定（作製に向け調整中）</p> <p>※『里都まちなかい魅力創生プロジェクト』</p> <p>まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、平成27年度に中井町が策定した「中井町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するため、『里都まちなかい魅力創生プロジェクト』と称して、中井町産の農産物などを活用したブランド特産品の開発等の取組みを進めている。</p>							
							
連絡先		中井町 企画課政策班		電話	FAX	E-mail	
				0465-81-1112	0465-81-1443	kikaku@town.nakai.kanagawa.jp	